

## 利益相反管理方針

弊社は、弊社の行う取引に伴い、お客様の利益が不当に害されること(以下「利益相反」という。)のないように、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3第1項第3号の規定に基づき、弊社とお客様との間に利益相反の関係が生じるおそれのある取引に関して、あらかじめ管理方針を定め、当該管理方針に従って適切に業務を遂行致します。

### 利益相反管理の対象となる取引

弊社において、利益相反の関係が生じるおそれのある取引として管理の対象となる取引は、以下の要件を満たす取引をいいます。

1. 弊社とお客様の間で利害が対立する取引、または弊社のお客様相互間において利害が対立する取引
2. 弊社とお客様が競合する取引、または弊社のお客様相互間において競合する取引
3. 弊社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して、弊社が利益を得る取引、または弊社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して、弊社の他のお客様が利益を得る取引

### 利益相反管理の対象となる取引の特定方法

弊社において、利益相反取引の関係が生じるおそれのある取引として特定される取引は、以下の事項に該当するかを判断して特定致します。

1. お客様の不利益のもと、弊社が利益を得ている状況が存在すること
2. お客様の不利益のもと、弊社の他のお客様が利益を得ている状況が存在すること
3. 弊社がお客様より入手した情報を利用して、弊社が利益を得ている状況が存在すること
4. 弊社がお客様より入手した情報を利用して、弊社の他のお客様が利益を得ている状況が存在すること

### 利益相反管理の方法

弊社は、対象となる取引を特定した場合、以下に定める方法又は、それらを組み合わせる及びその他の方法で、営業部門から独立した利益相反管理部門において適切に管理致します。

1. 部門間の情報を遮断する
2. 取引条件、取引の方法の変更
3. 取引の中止
4. お客様への利益相反状況の開示
5. その他

## 利益相反管理の対象となる会社の範囲

弊社において、現在、利益相反の対象となる会社はありません。なお、対象となる会社につきましては、随時見直しを行ってまいります。

## 内部監査

弊社における内部監査室において、利益相反に関する業務運営について、定期的に監査を行います。

以上の基本方針によって、弊社では利益相反取引の管理を行い、お客様の利益を不当に害することのないように努めます。

### 【本方針に関するお問合せ窓口】

商 号:あい証券株式会社

住 所:東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー7F

登録番号:第一種・第二種金融商品取引業

( 関東財務局長(金商)第 236 号 )

商品先物取引業

( 経済産業省平成 22・12・22 商第 6 号、農林水産省指令 22 総合第 1352 号 )

加入協会:日本証券業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

日本商品先物取引協会

当社への連絡先:コンプライアンス部

03-3568-5088(代表)

[info@isec.jp](mailto:info@isec.jp)(E メールアドレス)

受付時間:9:00~18:00(土日祝日、年末年始の休業日を除く)